

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 7 月 2 日号をお送りします。

===== Index=====

▼ 法令情報

>>> 借入利息に関する法人税上の損金算入条件の変更

----------*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*
==*-----*-----*

■—法令情報—

【税制】 借入利息に関する法人税上の損金算入条件の変更

=====
=====◆◇◆◇◆

2020 年 6 月 24 日付で政令 Decree No. 68/2020/ND-CP（以下、「新政令」）が発行され、2020 年 6 月 24 日より有効となった。新政令では、従前の政令 Decree No. 20/2017/ND-CP「以下、旧政令」より、借入利息に関する法人税上の損金算入条件が変更となった。以下多くの企業に影響がある重要な変更点となるため、留意いただきたい。

1. 変更点

旧政令では、借入利息について、EBITDA（税引前利益に支払利息と減価償却費を加えた額）の 20%を超える部分が法人税上損金不算入とされていた。

それに対し、新政令では、借入利息から利息収入（貸付利息や預金利息等）を控除した金額に対し、

EBITDA の 30%を超える部分が法人税上損金不算入となる。

また、EBITDA の 30%を超える部分については、最大 5 年間の繰越が可能となる。

当改正は、旧法令により借入利息の大部分を損金算入できなくなったことで

多くの企業から不満が続出していたことを踏まえた改正であり、

企業に有利な改正となるため、今後の法人税申告の際には留意いただきたい。

当変更は、2020 年 6 月 24 日より有効となり、2019 年度の法人税申告から適用される。

2. 特別遡及修正について

旧政令に基づき、借入利息の EBITDA の 20% を超える部分を損金不算入として法人税申告していた企業に対し、2017 年度および 2018 年度の法人税申告の特別遡及修正が認められる。

特別遡及修正は、2021 年 1 月 1 日が期限となるため、該当する企業は早めに修正対応するよう留意いただきたい。

特別遡及修正の結果、法人税の過払いが発生する場合、当過払い分は 2020 年度の法人税申告時に損金算入することが可能となり、2020 年度に損金算入しきれない部分は最大 5 年間の繰越が可能となる。

なお、2019 年度以降の遡及修正については、上記の特別遡及修正には該当しないため、特に期限は設けられておらず、過払いが発生した場合の翌年度以降の繰り越しも特に年数制限は無いと考えられる。

参考文献：

- 政令 Decree No. 20/2017/ND-CP 号
- 政令 Decree No. 68/2020/ND-CP 号

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を 1 月 31 日に発売いたしました。

http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
